

2023 年 12 月 28 日

金融庁監督局総務課監督調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見について

2023 年 11 月 27 日付で意見募集が開始された「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「主要行向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見

項番	該当箇所	意見等
1	Ⅲ－５－１ 基本的考え方 （２）最適なソリューションの提案	改正案において「今後、顧客企業を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、顧客企業の状況の変化の兆候を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促す」との記載が追加されたが、顧客企業に対して「早め早めの対応を促す」うえで効果的であると金融機関が判断する場合に当該情報提供等を行うという理解でよいか。
2	Ⅲ－５－１ 基本的考え方 （３）経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点 ① 経営再建計画の策定支援	<p>経営再建計画の策定支援の前提を確認したい。経営再建は顧客企業による主体的取組みがない限り成立せず、顧客企業の主体的取組みを前提に金融機関はあくまでそれをサポートする立場である点に変わりはないという理解でよいか。そのうえで、以下2点について伺いたい。</p> <p>① 現行監督指針において、「顧客企業が自力で経営再建計画を策定できないやむを得ない理由があると判断される場合」に金融機関は「経営再建計画の策定を積極的に支援」と記載されているところ、改定案において下線部の記載を削除する意図は何か。経営再建計画の策定は顧客企業が自力で行うことが望ましい点に変わりはなく、顧客企業が計画策定を真剣に検討していることが、支援の前提であると理解している。したがって、当該記載が削除されたとしても、従来同様、金融機関が支援を行うに当たっては、顧客企業において自力で経営再建計画を策定できない妥当な理由があることが前提であるという理解でよいか。</p> <p>② 改正案において追記された「主要行等の積極的な関与が有効であると考えられる場合」とは、顧客企業の自力のみでは計画内容が不十分である場合に、金融機関が関与することで、より顧客企業の経営改善に寄与する計画が策定できる場合を指すという理解でよいか。また、「有効」か否かの判断は金融機関に委ねられるものという理解でよいか。</p>
3	Ⅲ－５－１ 基本的考え方 （３）経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点 ③ 経営改善・事業再生支援に関する積極的な取組み等	「自身が主たる取引金融機関である顧客企業」だけでなく、「貸付残高が少ない顧客企業や、保全されている債権の割合が高い顧客企業、信用保証協会の保証付き融資の割合が高い顧客企業に対しても」取引金融機関として支援していくべきという改正案の趣旨は理解する。従来から、そうした非メイン先企業に対しても、改正案に記載のとおり、「自身の経営資源の状況等を踏まえつつ」、メイン行等と連携し、取引地位に応じた対応を行っている場合、今回の改正は、従来の取組みに変更を求めものではないという理解でよいか。